

令和5年3月13日（行政編）

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

①地域福祉活動への参加促進

具体的な取り組み内容		ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など	
ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供	安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などを地域や社協と連携しながら情報発信する	29	総務課	A	A	毎月2回開催している区長会において自治会加入促進、自治会活動の情報発信対策について検討し、自治会加入促進チラシの作成及び南風原町のホームページに自治会紹介のページを作成し自治会活動の情報発信を行った。今後は加入促進に関する活動を継続的に行っていく必要がある。	
	こども課		A	A	社協と連携し地域への周知、協力に取り組んでいる。事業の推進に向けては、自治会としてほとんどの地域で組織化が整っており地域活動の推進に向けて情報発信を行っている。		
イ) 福祉に関する学び場の提供	・住民の福祉意識の高揚を図るため、福祉を学ぶ機会を設け「我がこと、丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び福祉情報の提供を行い、意識啓発に努める ・町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図る。		こども課	A	A		社協と連携し地域への周知、協力に取り組んでいる。事業の推進に向けては、自治会としてほとんどの地域で組織化が整っており地域活動の推進に向けて情報発信を行っている。
	生涯学習文化課		B	C	新型コロナウイルス感染症の影響で「はえばる大学」は中止となった。今後は講座内容を精査し受講者が受講しやすい講座を行い、町民の意識啓発に努める。		

②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援

社会教育団体や各種団体、NPO等について、社会福祉協議会とも連携しながら活動の充実を図る	29	こども課	A	A	町社協を通して助成金を各種団体等へ交付。団体事務支援として（老人クラブ、民児連、身障福祉会、母子会、介護者の会）を支援。その他団体に対する育成・助言などを行った。助成金交付やその他の活動の支援を通じて、福祉団体の育成につながっている。今後も継続して実施していく。
		保健福祉課	A	A	社会福祉協議会と連携しながら身体障害者福祉協会、町老人クラブ連合会等の活動支援を行っている。今後も継続実施する。
		生涯学習文化課	A	B	町老人クラブ連合会の事業は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったが、今後も社協と社会教育団体の連携を図り事業を推進する。

③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援

地域で実施されている見守り活動を支援し、対象者の安否確認と孤独感解消及び地域のつながりの確保を図る	29	保健福祉課	A	A	社協の友愛訪問や福祉協力員を中心に見守り活動を実施しており、気になる世帯は社協と情報共有を図り、必要があれば高齢者や障がい者の福祉サービス等に繋げる等、安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図った。（高齢班、障がい班）
---	----	-------	---	---	---

④民生委員児童委員の活動支援

ア) 民生委員・児童委員の活動支援	社会福祉協議会と連携して活動支援に取り組む	29	こども課	A	A	民生委員・児童委員について活動の充実が図られるよう補助金等の支援を行った。県内宿泊研修を予定していたがコロナ禍により日帰り研修へ変更しての実施。県外研修はコロナ禍により実施を見送った。	
イ) 民生委員・児童委員の住民への周知	民生委員の活動の充実が図られるよう、役割や活動内容等について地域へ周知を図る			A	A		「民生委員の日」PR出発式で町内商業施設でチラシ配布を行いPRと委員の意識向上に努めた。町ホームページで出発式の様子を掲載し民生委員活動の周知を行った。町長を1日民生委員として委嘱して商業施設でのPR活動や地域ミニデイサービスへの参加も予定していたが、コロナ禍で実施することができなかった。
ウ) 民生委員・児童委員の定数確保	定数確保に努める			B	B		区長会や町広報誌等により委員のなり手を広く募集すると共に、地域にて委員の候補者を推薦してもらい社協と連携して訪問活動を行った。R4.4.1現在48名。充足率72.7%。今後も継続して充足率向上に努める。

⑤活動を担う人材の確保支援

ア) 福祉協力員の確保支援	社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援する	30	こども課	A	B	民生委員・児童委員の定数確保が課題であることから、同委員の活動内容も含めた周知を行いつつ、ミニデイ活動を通して、福祉協力員などの確保支援を行った。一部コロナ禍における活動停止期間もあった。
イ) まちづくりサポーターの確保支援	まちづくりサポートセンターのサポーターを確保するため、地域の支え合い・助け合い活動の周知広報を行い、人材確保を支援する			A	A	

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

町内企業や社会福祉法人の福祉意識の醸成を図り、地域活動への参加を促すとともに、地域福祉活動の広報に努め、参加意識啓発を図る	30	こども課	A	A	企業によるお菓子寄贈の意向を踏まえ、各関係機関への配布を行いつつ、町の広報誌や、社協だよりを通じて、地域活動の活動を周知することにより、福祉意識の醸成を図っていく。
---	----	------	---	---	--

(2) 地域福祉の組織体制強化		ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
①自治会組織体制の強化支援						
	具体的な取り組み内容					
ア) 自治会組織への支援	地域福祉のつながりづくりや支え合いの環境づくりが推進されるよう、自治会組織への支援を行う	33	総務課	A	A	毎月2回開催している区長会において自治会組織への支援内容について検討を行った結果、自治会活動の情報発信が重要であるとの意見があり、自治会加入促進チラシの作成及びホームページの作成を行った。今後も継続して自治会活動の情報発信を図っていく必要がある。
イ) リーダー育成	自治会長の視察研修などによる資質向上と自治会運営、行事開催における取組の強化を図る 自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図る		総務課	A	A	毎月2回開催している区長会において、自治会活動における問題点等について検討・意見交換等を行い新リーダーの初期支援を行った。今後も区長会で情報交換を行いながら、自治会支援の充実に努めていく。
			こども課	A	A	社協と連携し地域への周知、協力に取り組んでいる。事業の推進に向けては、自治会長を中心とする活動が主だが、要望等をうけつつ、自治会を支える立場で支援を行っている。
ウ) 地域づくり推進委員会への支援・協力	社会福祉協議会が地域で実施する地域づくり推進委員会への支援や協力をととして地域福祉の推進における住民の主体形成に取り組む体制づくりの推進		こども課	A	B	社協と連携し地域への周知、協力に取り組んでいる。事業の推進に向けては、自治会活動の行事等や、ミニデイ活動、老人会活動を通して、住民主体の活動取り組みを支援している。一部コロナ禍における実施が出来ない時期もあった。
②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援						
ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み強化	社会福祉協議会と連携して高齢者サロンや子育てサロンなどの活動支援を行う	33	こども課	A	A	社協が実施する子育てサロン等について子育て通信をホームページや窓口等で周知を行い活動支援を行った。
イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進	小地域福祉ネットワークが組織化されていない地区への組織化に向けた支援を行う			A	A	社協と情報交換をしながら連携し継続した支援を行う。
ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会開催等支援	小地域福祉ネットワーク推進地区連絡会や研修会の開催を支援するとともに、各地区の運営状況等の共有をととして事業推進の強化を図る			A	A	社協が実施する事業を支援し、連絡会や研修会の開催をし事業の推進に向けて情報交換を行っている。
③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援						
	コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口との連携を強化し、相互に連携・協力した支援が可能な体制づくりと福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援する	33	こども課	A	A	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を支援し、子どもに関する相談や生活保護相談、地域包括やパーソナルサポートセンター等の専門機関と相互に連携・協力した支援体制が図られるよう情報交換会を行った。個別のケースについてもスムーズに連携して支援することができた。
④地域課題を解決する仕組みの充実強化						
	地域における福祉課題の解決に向けて福祉意識の共有と解決について検討する「地域福祉プラットフォーム」の開催と地域課題解決システムの構築を検討・推進する	34	こども課	B	B	民生部各課、社協と連携し、既存の地域支え合い事業、地域福祉懇談会及びボランティアプラットフォームを活用し、連携を図っている。また広報媒体を活用した地域活動の周知により福祉意識の醸成を図っていく。
(3) 地域のつながりの向上、強化		ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
①交流やつながりの機会づくり推進						
	具体的な取り組み内容					
ア) 交流機会の提供	伝統文化継承活動、公民館学級講座、スポーツ大会、文化祭等イベントの開催をととして地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供する	36	生涯学習文化課	A	B	新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、公民館学級講座を8講座開催した。今後も社協と社会教育団体の連携を図り事業を推進する。
			教育総務課	A	D	新型コロナウイルス感染症の影響により各種スポーツ大会を開催することができず、各地域や幅広い年代間の交流を図ることができなかった。 中止となった大会：町体育協会夏季大会／秋季大会（陸上）、シニアスポーツ大会、体力・運動能力調査、新春マラソン
			こども課	A	A	宮平保育所や児童館において、コロナ禍においても参加方法を工夫し、各種参加型のイベントを行った。
イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲）	地域で実施されている見守り活動を支援し、対象者の安否確認と孤独感解消及び地域のつながりの確保を図る		保健福祉課	A	A	社協の友愛訪問や福祉協力員を中心に見守り活動を実施しており、気になる世帯は社協と情報共有を図り、必要があれば高齢者や障がい者の福祉サービス等に繋げる等、安否確認と孤立感の解消及び地域とのつながりの確保を図った。（高齢班、障がい班）
ウ) 居場所づくり推進	子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により交流機会の確保や孤立の解消を図る	保健福祉課	A	A	高齢者のミニデイサービスや介護予防事業等がコロナ禍のため休止となり、高齢者の交流の場や集いの場の提供ができない時期があったが、高齢者の孤立解消のため、見守り・介護予防として看護師を採用し、戸別訪問や電話での安否確認等を行った。（高齢班） 地域活動支援センターを業務委託し、障がい者の創作的活動や生産活動の機会提供を図る居場所づくり、スポーツを通じた障がい者の交流事業を行った。また、障害福祉サービス事業所による日中活動の場も障がい者児の居場所、集いの場となっている。コロナ禍の中、感染防止対策を図りながら障がい者児の居場所づくりの確保を工夫し事業推進に取り組んだ。今後も委託事業者や障害福祉事業所等と協力しながら障がい者児の集いの場づくりに努める。（障がい班）	
		こども課	A	A	児童館や子育て支援センターについて、感染防止策を念頭に、工夫をしながら子どもの居場所を活用した事業を推進していく。	

②住民主体の活動による交流の促進

ア) 住民主体の活動の支援	住民自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援する	36	生涯学習文化課	B	B	新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、自治公民館出前講座を4講座開催した。今後も各種団体の連携を図り事業を推進する。
			教育総務課	A	B	町内で活動しているレクリエーション団体や町長杯実行委員会に対し補助を行い、その活動や大会運営等に支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により活動を実施できないものもあった。補助対象団体：10団体 補助団体：8団体
			生涯学習文化課	A	B	本課主管の社会教育施設来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等により大幅な減となった。今後は感染症防止対策を徹底し各施設の有効活用を図る。
			教育総務課	A	C	町内の学校体育施設を一般団体へ開放し、スポーツを行う機会の確保を推進した。新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖期間があり使用団体数や利用者数は減少した。一般開放：のべ613団体、11,665人
イ) 交流・活動場所の確保	地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進する		こども課	A	A	社協と連携し各種事業を通じた取り組みを検討していく。児童館においては、自治会と連携したイベントを通して、児童らへ地域資源の理解、地域交流等を深めた。

③住民同士の絆づくり（地域共生社会の実現）

各種活動をととした住民の関係性を形成するため、地域で実施する各種取り組みに支援・協力し、住民同士のつながりづくりを図る	36	総務課	A	A	毎月2回開催している区長会において、自治会活動における問題点等について検討・意見交換・研修等を行い住民同士のつながりづくりに必要な対策として自治会加入促進チラシの作成及びホームページの作成を行った。今後も区長会でどのような取組ができるか検討を行っていく。
		保健福祉課	A	D	地域包括支援センターの主催で、講話やグループワーク等を予定していたが、コロナ禍で住民を集める機会が作れなかったため、十分な活動ができなかった。

(4) 福祉意識の高揚

①児童生徒への福祉教育推進	ページ	担当課	令和元年評価	令和3年評価	推進状況と課題・今後の展望など
具体的な取り組み内容					

ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実	社協の出前講座、学校応援隊はえばるの活用など、学校と地域住民が連携して福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等、多様な活動を行い、ノーマライゼーション等の理解を深めるなど福祉教育を推進する	38	生涯学習文化課	A	A	新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、令和3年度学校応援隊はえばるが関わった福祉の授業は15回だった。今後も社協と連携を図り福祉教育を推進する
			学校教育課	A	A	社協の出前講座や学校応援隊はえばる等との連携を通して、福祉教育及び体験活動の充実を図っている。社会福祉への理解を深める講演会や車イス体験やアイマスク体験などの障がい者体験学習、高齢者体験学習等の体験学習を通して、社会福祉への理解がより深まった。その他、美化活動や飼育活動等の体験活動等を通して、思いやりや社会奉仕の心の育成を図っている。なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、高齢者等と交流する活動が実施できなかった。
			学校教育課	A	A	保育所、幼稚園及び小学校、中学校、高等学校を福祉教育推進校に指定し、幼児児童生徒の発達段階や各園・学校や地域の実態に応じて、各園・学校毎に福祉教育に係る取組を計画・実践し、福祉教育と共生社会の実現に向けた取組充実を図っている。
			学校教育課	A	B	福祉教育推進校の実践報告等を通して、各園・各学校の取組状況や課題等を共有することで、今後の福祉教育の充実に向けた取組に生かしている。令和3年度については、10代ボランティア研修会の報告ができなかった。（新型コロナの影響で、例年、夏季休業中に中高生対象で実施している10代ボランティア研修会が中止となった）
エ) 教職員への福祉教育の機会確保	福祉教育の充実が図られるよう保育所（園）や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により研修会を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保する		学校教育課	A	B	例年、町立小中学校の初任者及び中堅教諭等（教職10年目）を対象に、教職員としての資質向上と福祉教育の理解と実践力を高める目的で、夏季休業中に福祉教育研修会を実施している。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、オンラインによる研修を行った。

②住民への福祉意識啓発の充実

ア) 福祉意識の啓発広報活動	社会福祉協議会、福祉施設、自治会等と連携して福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります	38	こども課	A	A	町の広報誌や、社協だよりを通じて、地域活動の活動を周知することにより、福祉意識の醸成を図っていく。民生委員・児童委員や学校関係者への事業周知や福祉に関する情報提供を行った。
イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発	住民の地域福祉への関心が高まるよう地域の福祉に関する情報発信、講話や講演会などを開催し啓発を図る		こども課	A	A	町の広報誌や、社協だよりを通じて、地域活動の活動を周知することにより、福祉意識の醸成を図っていく。講話及び講演会の実施を検討していく。各種月間、週間の趣旨の周知を図るためポスター及び横断幕の設置広報誌掲載等を行った。また児童福祉週間では鯉のぼり掲揚を行った。
			保健福祉課	A	A	小学生向けの認知症サポーター養成講座を行った。（講座及び講話十寸劇）にてわかりやすく開催できた。また、南風原高校で障がいについての出前講座を聴覚障がいの方を講師として依頼し、実際の困り事などの講話を行った。

ウ) 各種習慣や月間の趣旨の周知 啓発強化	高齢者、障がい者、児童など福祉啓発期間においてその趣旨を住民に広く周知されるよう、啓発の強化を図る	39	保健福祉課	A	A	民生委員児童委員向けに地域包括支援センターの活動内容を紹介した。(高齢班) 発達障害者週間、障害者週間の期間中に啓発活動に取り組んだ。令和3年度の障害者週間は、オリンピックイヤーでもあったため、障がい者スポーツに焦点をあて、町内障害福祉サービス事業所参加による「か・ポッチャグランプリ」の実施、町内児童に参加を呼びかけて「ブラインドサッカー体験会」を行った。また、役場ホールや町内企業に協力いただき障がい者スポーツを紹介する展示や障害福祉に関する啓発活動のためのポスターやチラシの設置を行った。今後も継続的に各種週間に合わせた啓発活動を社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所の協力も得て取り組んでいく。(障がい班)
エ) 福祉に関する学びの場の提供(再掲)	住民の福祉意識の高揚を図るため、福祉を学ぶ機会を設け「我がこと、丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び福祉情報の提供を行い、意識啓発に努める	39	こども課	A	B	各種月間・週間の趣旨(児童福祉週間、児童虐待防止月間等)の周知を図るためポスター及び横断幕の設置、ホームページや広報誌への掲載を行った。

(5) ボランティア活動の推進

①ボランティアへの参加促進	具体的な取り組み内容	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
	地域の福祉課題(ボランティアニーズ)を広報紙等で発信し、ボランティア活動に関する情報提供の充実をとおして活動への参加促進を図る	40	こども課	A	B	社協と連携し、社協だより「ちむぐく」を毎月発刊するとともに、社協ホームページでも情報発信した。例年は、地域福祉懇談会を開催し福祉課題の把握・共有に努めているが、コロナ禍により実施出来なかった。
②ボランティアセンターの機能充実・支援						
	ボランティアニーズの把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によりボランティアセンターの機能充実に努めます	40	こども課	A	B	社協と連携し、社協だより「ちむぐく」を毎月発刊するとともに、運営委員会や福祉作文コンクールを通して、ボランティア精神を育む取り組みをした。社協ホームページでも情報発信した。例年は、ボランティア養成講座、養成研修を実施しているが、コロナ禍により実施出来なかった。
③ボランティア活動の活性化(学校支援ボランティアの参加推進)						
	地域住民が学校内で実施される教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を促進し、ボランティア活動の活性化を図る	40	生涯学習文化課	A	A	新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったが、授業数389回、参加ボランティア延べ人数は657人であった。今後も地域との連携を図り事業を推進する。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

①相談支援の充実	具体的な取り組み内容	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
ア) 相談対応力の充実	職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO等の活動も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口の対応力の充実を図る	42	こども課	A	A	相談窓口間(課内、他課、社協)のネットワークを密にし各種福祉サービスや支援事業については、情報共有が徹底して行われており迅速かつ適切な支援へと繋げられている。
			保健福祉課	B	A	高齢者については、地域包括支援センターが総合的な相談窓口となり、相談を受けている。包括支援センターのみで解決できない事案の場合は、関係課や社協及び関係機関と連携し解決に向けて調整している。(高齢班) 障がい者の一般相談業務を社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が相談業務を担っている。障害特性に応じたきめ細やかな配慮が必要なため、CSWとは常に情報連携しながら円滑に相談者をサポートできるよう取り組んだ。相談対応する職員は他分野・他組織職員と連携しながら相談支援を行っているが、支援者が多機関となる場合、情報共有に難しさが生じている状況がある。今後も相談者の特性に応じた窓口対応や相談業務に携わる職員同士の情報共有や連携を図りながら相談支援の充実に向けて取り組む。(障がい班)
イ) 相談担当者の資質向上	研修会等へ相談担当者を派遣し、相談援助の知識や技術の向上を図る	42	こども課	A	A	事案毎に対応が異なるので、コロナ禍においてもZoom等を活用し研修には積極的に参加し資質向上を図り、他事案を参考にしながら法律等の内容も理解を深めている。
			保健福祉課	A	A	コロナ禍のためzoom等を活用し、県や社会福祉士会が主催する研修に積極的に参加し、相談援助技術の向上に努めた。相談者がたらい回しにならないよう、相談窓口間や関係機関と連携を図りながら支援を行っている。
ウ) 電話やメールによる相談の充実	地域で相談しづらいと感じる方も気軽に相談できるよう電話やメールなどの方法による相談の仕組みづくりに取り組む	42	こども課	A	A	児童福祉に関する相談は母親のDVにも及ぶ案件があるので、電話相談はもちろんのことメール等でも対応し個別相談にも慎重に対応している。
			保健福祉課	A	A	役場への来庁が困難な場合もあるため、相談者のニーズに応じて、電話などでの相談も受け付けている。
エ) 訪問相談の実施	来所が困難な方に対して訪問による相談支援を推進する	42	こども課	A	A	児童福祉に関する案件については、家庭の内部の問題も大きく関わってくるので関係機関等の協力も仰ぎながら、訪問相談も積極的に行っている。
			保健福祉課	A	A	役場への来庁が困難な場合もあるため、電話などでの相談も受け付けているが、直接会って話したいと要望される場合はこちらから訪問し相談を受けている。(高齢班) 訪問による相談支援が必要な方には、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が必要に応じて地域や家庭を訪問し相談支援を実施した。今後も同様な対応に努める。(障がい班)

②包括的な相談支援体制の構築

ア) 包括的な相談の場（窓口）の推進	高齢者や障がい者等といった分野を超えて包括的に受け止める場（窓口）の整備。既存福祉資源や地域の実情に考慮しながら適切な担い手について協議を行う	42	こども課	A	A	各課や各関係機関又は専門機関と連携して支援を行っている。個別の案件については各関係機関と協議しながら支援に取り組んでいる。
			保健福祉課	B	B	同一世帯に高齢者や障がい者、児童が混在している場合は支援者が情報共有や連携を図りながら世帯や個別支援に取り組んだ。今後も個別事案の状況に応じた対応を支援者で協議しながら取り組む。包括的に受け止める場の整備については、今後関係課と連携し、協議・検討していく。
イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくりの推進	民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来れない方や自ら支援を求めることのできない方に関する情報を包括的な相談の場につなぐ体制づくりを推進する 課題解決にむけて専門的・包括的な支援を図るため関係機関・専門機関との連携した支援をする	42	こども課	A	A	民生委員・児童委員の定例会へ参加し制度説明を行ったり、社協コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携や相談体制はとれており相談に来れない方や自ら支援を求めることができない方等、各関係機関と連携して支援している。
			保健福祉課	B	A	同一世帯に高齢者や障がい者、児童が混在している場合は支援者が情報共有や連携を図りながら世帯や個別支援に取り組んだ。今後も個別事案の状況に応じた対応を支援者で協議しながら取り組む。包括的に受け止める場の整備については、今後関係課と連携し、協議・検討していく。
ウ) 多機関協働による包括的な相談支援体制	各相談機関で対応が困難な複合的で複雑な課題や制度の狭間にある問題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進する	42	こども課	A	A	要保護児童対策に関する事案や障がい児保育、生活困窮者等に関する事案についてそれぞれの施策の中で対応システムが構築されておりそれに沿って関係機関との連携も図り包括的に取り組んでいる。
			保健福祉課	A	B	ひとつの課で対応が難しい場合は関係機関や専門機関を交えて協議等を行い、連携しながら支援を行っている。虐待などについては他課の連携も図りながら相談・支援していく。（高齢班） 複雑な課題を抱える相談者の支援については、基幹相談がコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の後方支援を行い、支援方法を一緒に考えサポートした。また、他機関との連携が必要な場合は支援者のチームを構成し支援の方向性について協議しながら相談支援にあたった。さらに、障害分野の相談支援に関わる相談員が毎月意見交換を行う場を設けており、事例の共有や課題提議等の協議を行った。多機関による協働が必要な世帯支援は今後も相互に連携を図りながら相談支援を行う。（障がい班）

③相談窓口の周知と利用促進

地域の各種相談窓口について町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図る。また、相談の重要性相談内容の守秘義務などについて、あらゆる手段・機会をととして発信する	43	こども課	A	A	児童福祉法や生活困窮者等に関する相談については窓口体制も含め広報紙やホームページ等にて周知を行っている。窓口へ各種福祉サービスの案内パンフレットや「福祉のしおり」をおき周知している。守秘義務についても周知を行っている。
		保健福祉課	A	A	介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、沖縄県介護保険広域連合や町が作成したチラシを各家庭に配布し、事業案内を行った。ボランティア活動を支援する『介護予防リーダー養成講座』や各種介護予防教室の案内を町広報で行った。（高齢班） 福祉のしおりや広報紙、パンフレット、ホームページを活用し、情報提供の充実を図るとともに、住民の福祉活動やボランティア活動についての情報を提供した。（高齢班、障がい班）

(2) 情報提供の充実

①情報提供の充実	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
		具体的な取り組み内容			

ア) 既存の情報提供の充実	保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度、社会福祉協議会が提供するサービス活動及び住民参加の福祉活動など町の広報紙やホームページ等を活用してわかりやすい情報提供の充実に取り組む	44	保健福祉課	A	A	町広報紙やHP、社協だより、また民生委員・児童委員の定例会などでも情報発信した。（高齢班） 町の広報紙やホームページ等を活用して情報提供に取り組んだ。また、来庁者や障害福祉に関する学習会等では、南風原町の福祉に関する情報を掲載している「福祉のしおり」を活用し説明を行った。既存の情報提供の充実にも取り組む。（障がい班）
			国保年金課	A	A	健事業の周知については、町広報紙やSNS等を活用して情報提供に取り組んでおります。（健康づくり班）
			こども課	A	A	こども課においては児童福祉法や生活困窮者に関する所轄事務について町広報紙や町ホームページを活用して情報提供に努めている。また「福祉のしおり」や社協が作成した各種福祉サービス資料も窓口配布等で活用し情報提供を行った。民生委員定例会等へ出向き事業周知や福祉制度について情報提供を行った。
			総務課	A	A	保健福祉課が実施する、高齢者向けの水泳教室・運動教室について広報紙での募集案内を行った。また、老人クラブが実施するイベントなどの紹介を広報紙にて行った。デジタルに強い高齢者もいるため、今後はホームページや町の公式LINEを活用した案内にも取り組む必要がある。

イ) 新たな情報提供手段の検討	既存の情報提供手段以外の発信方法について検討を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図る	44	保健福祉課	B	A	新たな情報提供としてLINEを活用しつつ広報やホームページによる情報提供を充実させた。
			国保年金課	A	A	SNS等を活用し、より多くの住民が容易に情報を入手できるよう取り組んでおります。(健康づくり班)
			こども課	A	A	町の公式LINE等を活用し各種案内手続きについて情報提供を行った。
			総務課	A	A	目から見る情報(広報誌やホームページ)だけでなく、耳から聞く情報(防災無線)を活用し情報周知の徹底を行った。

②関係機関・団体や地域への情報発信

ア) 関係機関・団体への行政情報の発信	保健福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与する	44	こども課	A	A	包括的な対応を念頭に、町の広報誌やホームページ、社協だよりを通じて、各種団体及び地域活動を周知することにより、情報共有を図った。また県や他機関からの関連情報について関係機関や関係団体にメール等で情報発信し共有を行った。
			保健福祉課	A	A	県や他機関から提供がある新たな関連情報は、関係機関や関係団体にメールやFAX等を活用し情報発信し共有に努めている。今後も継続的に情報共有を図る。
イ) 出前講座の実施	地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保する	44	企画財政課	A	A	出前講座を9回(参加者954人)実施し、町が実施する事業等について説明を行った。出前講座を通して、行政サービスや制度を町民に周知することができた。

③相談窓口の連携

保健・福祉・医療の情報の入手について、地域のどの相談窓口にお問い合わせでも必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で相互に連携・協力した情報提供に取り組む	44	こども課	A	A	相談窓口間(課内、他課、社協)のネットワークを密にし各種福祉サービスや支援事業については、情報共有が徹底して行われており迅速かつ適切な支援へと繋がれている。個人情報保護にも配慮して連携している。
		保健福祉課	A	A	高齢者については、地域包括支援センターが総合的な相談窓口となり相談を受けている。包括支援センターの情報で足りない場合は、関係課や社協及び関係機関と連携し情報提供している。(高齢班) 相談支援を行うにあたっては、保健・福祉・医療の関係者が個人情報保護に配慮し、相互に連携・協力し取り組んだ。今後も相談者の個人情報の保護に配慮した相談支援に取り組む。(障がい班)

④情報のバリアフリー化の推進

ア) ホームページの利用しやすさの向上	情報の受け手の特性に配慮した情報のバリアフリー化の促進(文字や背景の工夫、音声による情報発信など)	44	総務課	A	A	音声読み上げ機能や翻訳機能活用により、バリアフリー・外国語対応を実施した。今後については、ホームページリニューアルを実施し、より伝わる情報発信に取り組む必要がある。
イ) 声の広報の充実	文字で情報を入手することが困難な方に対する支援として声の広報等発行事業の実施		保健福祉課	A	A	声の広報等発行事業を社会福祉協議会に委託している。音訳サークルたんぼぼにより音声による広報誌「声の広報」を毎月作成している。町ホームページにも声の広報の掲載を行っており、利用者から喜ばれているため、今後も継続的に実施する。(障がい班)。

⑤広報紙配布率の向上

自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯配布率の向上を図る	45	総務課	A	A	毎年、増加する世帯数に対し、自治会の理解を得ながら協力をし配布を行っている。
-------------------------------------	----	-----	---	---	--

(3) 保健福祉サービスの向上

①各種保健福祉サービスの充実

具体的な取り組み内容	ページ	担当課	令和元年評価	令和3年評価	推進状況と課題・今後の展望など
各種保健福祉サービスについて、その実情を勘案して必要なサービスの量的整備を進める。また、必要に応じて独自サービスの創出に取り組む	46	こども課	A	A	待機児童の解消、及び子育て支援サービスの実施は保育士不足の課題があったことから、各種保育士確保事業を実施した。
		保健福祉課	A	A	第9次高齢者福祉計画、第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し必要なサービスの見込量を定め、関係機関と連携しながら推進に取り組んだ。
		国保年金課	A	A	沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、小5・中2の児童・生徒に生活習慣病予防健診を実施しております。

②インフォーマルサービスへの支援

介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、必要な支援を行うとともに、それらのインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供に努める	46	保健福祉課	B	B	生活支援コーディネーターを中心に地域の区長及び民生委員、地域福祉協力員等と地域課題の共有等に取り組んでいるが、今後、社協や自治会、民生委員、地域福祉協力員等と地域課題を共有しながら、住民参加型サービスの必要性や可能性等について更なる協議・検討が必要。(高齢班)
--	----	-------	---	---	--

③包括的なサービス提供の体制構築

ア) 介護保険制度における地域包括ケアシステムの深化・推進	介護・介護予防・医療・住まい・生活支援を包括的に切れ目なくつなぎ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る	保健福祉課	A	A	在宅医療・介護連携推進事業にて情報連携ツールの開発や医療資源マップ等を作成し連携の推進を図った。
-------------------------------	--	-------	---	---	--

イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の相談・医療・生活支援・住まい・社会参加・地域支え合いを包括的に提供できる体制を整備する。	46	保健福祉課	A	A	精神障がい者の退院支援と地域での安心した生活を支援する体制づくりを推進するための協議の場開催は実施できなかったが、医療機関や計画相談事業所等からの相談には随時必要な支援を行った。(障がい班)
ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築(子ども家庭総合支援拠点及び母子保健包括支援センター) 子どもの成長・発達における保・幼・小の連携と乳幼児期から学童期まで総合的な視点で支援するための体制構築		こども課	B	B	こども課と国保年金課(母子保健担当)と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制は図られている。他市町村を研究調査を行い家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組んだ。
			保健福祉課/国保年金課	B	B	H30年度に母子保健包括支援センターを設置し、母子保健事業を通して各種関係機関と連携を強化しています。
			学校教育課	B	B	子どもたちの健やかな成長を支援するためには、子どもの視点に立ち、子ども一人一人の成長過程に沿った支援が途切れることなく、継続的に行われるよう関係者が相互に協力するために、町内の保育園(所)、幼稚園、小学校が連携し、それぞれの教育課程がなめらかに接続され、学びの連続性が保証されるよう保幼小全体会議を実施しております。情報交換の場を設けることで円滑な連携が図られるので今後も継続して実施していきたい。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進

サービス利用申請における、利用者がわかりやすい利用手続きの簡素化等の配慮に努める	46	こども課	A	A	保育所申請においてAI-ocr、RPAシステムを導入した。
		保健福祉課	A	A	障害福祉制度では、利用者負担の見直しのため1年に1回更新手続きが必要となる。複数の福祉制度を利用している方の申請が1度で実施できるよう、更新時期を合わせる事ができる制度については手続きを同時に行う等申請者の負担軽減に取り組んでいる。(障がい班)

⑤サービスの質の向上

ア) サービス従事者の資質向上	質の高いサービス提供を目指して、サービス従事者の専門的知識や技術を高めるとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修会への参加促進を図る	47	保健福祉課	A	A	サービス従事者の専門的な知識や技術を高めるとともに人権に対する感性を磨くことを目的に勉強会や研修会はzoom等を活用し積極的に参加促進を行った。サービス従事者の研修は県が実施しており、研修会実施の情報は、事業所へ提供し参加促進に努めている。
イ) 苦情解決体制の充実	サービス提供事業者に対してサービスへの不満等に対して適切に対応できる体制を整備するよう、必要に応じて体制整備のための指導を行う。 また、利用者やその家族が相談しやすい環境整備に取り組む		保健福祉課	B	A	介護保険サービス提供事業者への苦情については介護保険広域連合へ報告し、必要に応じて介護保険広域連合から指導する等苦情解決に向けて取り組んでいる。(高齢班) サービス提供事業者の指定は県のため、体制整備に関する指導は県が行う。しかし、利用者や家族からの相談がある場合は、傾聴し必要に応じて適切な支援機関へつなぐ支援を行っている。(障がい班) 体制整備の指導については、必要に応じて県や広域連合へ情報提供する等取り組んでいる。
ウ) サービスの評価の充実	サービス提供事業者が自らのサービスに対し自己評価を行いサービスの質の確保が図られるよう必要に応じて指導を行う また、必要に応じて第三者評価の有効性について啓発する		保健福祉課	B	A	介護保険地域密着型サービスについては、各事業所とも自己評価を実施している。(高齢班) サービス提供事業者の指定は県が実施となるため、自己評価に関する指導は県が行っている。(障がい班)
			こども課	A	A	宮平保育所においては、苦情解決第三者委員会議を設置し利用者の不満や疑問が寄せられて場合の体制を整えている。
		こども課	A	A	保育園においては苦情処理委員会が設置されており、苦情内容と対応策について対応している。こども課窓口における相談に対しては相手の話を良く聞き、適切な対応を行っている。	

(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進

①生活保護制度の適正実施	ページ	担当課	令和元年評価	令和3年評価	推進状況と課題・今後の展望など
	具体的な取り組み内容				

関係機関(県)との連携による必要な相談支援と適切な制度運用を図る	49	こども課	A	A	生活保護の相談や申請者に対しては、丁寧に相談社の困窮内容を聞き取り、その内容を取りまとめて県へ送付している。また生活保護受給者に対しては医療券の発行等県と連携して行っている。
----------------------------------	----	------	---	---	---

②低所得者への支援の推進

保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会確保のため各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図る。また、併せて福祉資金に関する周知も図る	49	こども課	A	A	こども医療費の窓口支払い無料化は低所得者にとってもかなりの支援となっており高校生まで年齢拡充に向けて取り組んだ。また各機関(ひとり親、社協等)が行っている福祉資金に関する周知を行っています。さらに令和3年度は、地方創生臨時交付金を活用しひとり親世帯への給金支給やその他コロナ関連の給付金制度について支給事務を行った。
		保健福祉課	B	A	広報等で介護保険の利用料減免について周知を行っている。(高齢班) 障害者手帳取得者について取得時に受ける事ができる軽減や減免制度について説明している。(障がい班)福祉資金については、必要に応じて周知しており、引き続き窓口等において周知を行っている。
		学校教育課	A	A	就学援助制度について、町のホームページや広報誌への掲載、学校から各家庭へ案内文の配布を行い周知を行ったことにより就学援助認定児童生徒は年々増加している。今後も関係機関と連携を取り、就学援助制度の周知を図っていく。
		国保年金課	A	A	新型コロナに関連する傷病手当金や国民健康保険税の減免について、ホームページや広報誌等を活用し、周知を行っています。従来の国民健康保険の一部負担金減免制度及び国民健康保険税の減免制度については、引き続き窓口等において制度の周知に努めてまいります。

③生活困窮世帯への自立支援の推進

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援など、パーソナルサポートセンターと連携をとりながら進める	49	こども課	A	A	コロナの影響を受けている生活困窮者に対する貸し付け制度や給付金制度をホームページ等で周知を行ったり、町の社会福祉士、町社協のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などがパーソナルサポートセンターと連携し個別案件について情報を共有しながら連携して取り組んでいる。
---	----	------	---	---	---

④子供の孤立（貧困）対策の推進

ア) 子ども元気ROOMの充実	子ども元気Roomの設置と子供の生活支援や学習支援をとおして親への支援を行い、自立支援に取り組む また、支援員の資質向上を図るため研修会への参加をはじめ、他市町村との交流をとおした情報共有に努める さらに、保育士や助産師等の専門職と連携しながら、産前産後の切れ目のない支援の展開を目指す	49	こども課	A	A	継続して子ども元気ROOM運営事業を実施しており必要な世帯へ支援を行っている。令和元年度からは保健師や助産師と連携して若年妊産婦の居場所事業も実施しており産前産後の切れ目ない支援を行っており、体制を強化している。またコロナの影響で学校が休校時に感染対策を強化し支援を行った。支援員の研修会への参加も積極的に行い資質向上を図っている。
イ) 児童館を活用した居場所づくり	関係機関やボランティアと連携して児童館を活用した子供の孤立対策に取り組む また、人的ネットワークの活用による保護者の学び支援や気軽な相談機会を提供するなど、保護者支援を推進する		こども課	B	B	既存事業の評価を行いつつ検討を重ねていく。
ウ) 家庭訪問型子育て支援事業の実施検討	孤立しがちな子育て家庭に対して訪問型子育て支援事業の実施を検討し、ボランティアの参加による支え合いの仕組みづくりを目指す		こども課	C	C	既存の養育支援訪問事業の評価を行いつつ検討を重ねていく。
エ) 就学支援認定者への学習支援の推進	県や関係課と連携して就学支援認定者（準要保護児童）世帯への学習支援活動に取り組む		こども課	A	A	県や町教育委員会と連携し就学援助対象世帯に対する無料塾事業への周知を行った。
			学校教育課	A	A	就学援助者に対し、県や町こども課等と連携を取り学習支援を行った。また県の推進交付金を活用し、充実した援助制度とすることができた。今後も関係機関と連携を取り、就学援助制度の充実を図っていく。

⑤自殺予防対策の推進

生活困窮や過労、育児疲れなどの社会的要因を考慮しつつ、本町の実情にあった自殺対策計画を策定し、関係機関と連携して「自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指す また、自殺予防に関する広報啓発と相談窓口の周知に取り組む	50	国保年金課	B	B	自殺対策計画の策定は出来なかったが、町広報誌を活用し自殺予防に関する広報啓発と相談窓口の周知を行いました。（健康づくり班）
		企画財政課	A	A	男女共同参画週間（6/23～6/29）に、虐待やDV、各種ハラスメントについての周知や相談窓口について、町民の方へ広く周知を行った。また、ワーク・ライフ・バランスについても広報を行い、「自殺に追い込まれることのないまち」の実現のために、周知を行った。さらに、ホームページ上でも男女共同参画計画を公表し、計画の周知を図った。

(5) 権利擁護の充実

①権利擁護のための制度等の利用支援	ページ	担当課	令和元年評価	令和3年評価	推進状況と課題・今後の展望など
		具体的な取り組み内容			

ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進	成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促す	51	保健福祉課	B	A	既存の提供方法を充実させた。（高齢班） コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や基幹相談において、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度利用を案内している。また、制度利用が必要な方で頼れる親族がいない場合は、制度利用に向けた支援も行った。成年後見制度利用の周知を今後も実施する。（障がい班）
イ) 成年後見制度利用促進事業	申立人がいない場合や成年後見人等へ報酬費の支払いが困難な方に対して成年後見制度利用支援事業による利用支援を行う			A	A	社協と密に連絡をとり連携して会議を重ね、成年後見制度に繋いだ。（高齢班） 成年後見制度利用支援事業を利用した首長申立て及び報酬助成支援を行った。（障がい班）
ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報	事業を実施する社会福祉協議会と連携を密にとり、事業に関する情報提供を行う			B	A	事業を実施する社会福祉協議会と連携を密にとり、事業に関する情報提供を行いつつ、訪問等で事業が必要な方には案内をした。（高齢班、障がい班）

②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進

権利擁護に関するネットワークを構築するため、中核機関の設置・運営を検討する。 また、相談・金銭管理支援・成年後見など効果的に行うため「権利擁護センター」の設置を検討する	51	保健福祉課	A	A	ポスターやパンフレット・広報掲載を通じて、地域包括支援センターが成年後見制度の相談や市町村長申立の窓口であることを周知した。 関係機関から虐待（疑）に関する相談や通報を受けた場合、状況把握や必要に応じて訪問調査を実施し、支援方針等について関係機関等と協議の上で対応をしている。虐待認定に至らない場合であっても同様の対応をしている。今後も同様の取り組みを行う。（障がい班）
---	----	-------	---	---	--

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

障がいや認知症への理解や差別、合理的配慮など、啓発広報に努めるとともに、支え合いながらともに生きる共生社会について周知を図る。また、役場関係課の職員に対する周知を図るための研修会・学習会を実施する	51	保健福祉課	B	B	コロナ禍のため出前講座の依頼はあまりなかったが、各小学校に認知症や障がいに対する理解や差別、合理的配慮について普及活動を行った。今後は、職員への研修会・学習会等の実施について検討する。
--	----	-------	---	---	--

④虐待防止対策の推進

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への広報啓発	虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るため住民に対する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図る	51	保健福祉課	A	A	ポスターやパンフレット・広報掲載を通じて、地域包括支援センターが成年後見制度の相談や市町村長申立の窓口であることを周知した。(高齢班) 関係機関から虐待(疑)に関する相談や通報を受けた場合、状況把握や必要に応じて訪問調査を実施し、支援方針等について関係機関等と協議の上で対応をしている。(障がい班)
			国保年金課	A	A	母子保健事業等を通して虐待の予防、早期発見に努めております。(健康づくり班)
			こども課	A	A	各種広報媒体や保育園園長会、民生委員・児童委員定例会を通じて、情報発信を行い周知を図った。
			企画財政課	A	A	男女共同参画週間(6/23~6/29)に、虐待やDV、各種ハラスメントについての周知や相談窓口について、町民の方へ広く周知を行った。さらに、ホームページ上でも男女共同参画計画を公表し、計画の周知を図った。
イ) 南風原町要保護児童等対策協議会による対応充実	南風原町要保護児童等対策地域協議会において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及び他関係機関との密接な連携を図り、組織的な対応を行う	51	保健福祉課	A	A	町要保護児童等対策協議会において関係機関と情報共有や支援方針を確認し支援に取り組んだ。今後も関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。(障がい班)
			こども課	A	A	密接な連携を図り、組織的な対応を実施した。
			企画財政課	B	B	要保護児童等対策地域協議会へ参加し、各関係機関と意見交換を行い、情報共有を図った。 なお、企画財政課に直接の相談がなく、他の機関との連携等はなかったが、相談等があれば速やかに担当している相談窓口案内等を行い、連携を図っていく。
ウ) 子ども家庭総合支援拠点による子どもの虐待対策強化	子どもの虐待防止等を目的に子どもとその家庭や妊産婦等の実情を把握し、相談全般から訪問等による支援など、より専門的な相談対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置する	52	こども課	B	B	こども課と国保年金課(母子保健担当)と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制は図られている。他市町村を研究調査を行い財政担当とも協議し家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組んだ。

基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

(1) 地域における防犯対策の推進

①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
具体的な取り組み内容					

関係機関等との連携による犯罪や消費者被害等に関する情報の把握及び発信(情報提供)を行うとともに、子どもたちを犯罪から守るため、適切な教育・指導を行う。 また、消費者及び詐欺等被害に関する相談窓口の周知を行うとともに警察等関係機関と連携を密にした支援を行う 地域住民が防犯意識を高めるとともに、地域のつながりによる安心・安全なまちづくりを目指す	53	総務課	A	A	警察等関係機関と犯罪等情報を共有し、LINEや防災無線による放送、教育委員会や自治会等関係機関への情報提供を行い、犯罪被害防止に取り組んだ。
		学校教育課	A	A	不審者情報があったらすぐに警察や各関係機関と情報共有をし、メールで保護者に通知を行う等、子どもたちを犯罪から守るため各関係機関と連携を図ることができた。今後も連携を密にし、地域のつながりによる安心・安全なまちづくりに努めていく。

②防犯パトロール等の充実

子どもが事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施するとともに、老人クラブをはじめとする地域や関係団体等が実施する見守りパトロール等の活動を支援する 子どもの健全な成長を阻害するおそれのある、有害図書や有害サイトなどから子どもを守る取り組みを行う	53	総務課	A	A	新型コロナウイルス感染症を考慮し、規模縮小で夜間パトロールを実施した。また、老人クラブ等の関係団体と連携し、危険箇所の改善に取り組んだ。
		学校教育課	A	A	警察から有害図書の指定があった書籍に関してはすぐに学校に通知を行ったり、学校においてはフィルタリングをかける等、有害図書や有害サイトから子ども達を守る取組を行った。また、子ども達が不適切なメッセージや画像の投稿を行っていないか非公式サイトの巡視も行った。今後も子どもの健全な成長を守る取組を行っていく。

③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策

高齢者や障がい者が振り込め詐欺等の被害にあわないよう関係団体及びサービス事業者と連携し、犯罪回避のための指導・啓発に取り組む また、それらの方が詐欺等の被害にあわないよう、近隣住民はじめ民生委員児童委員と連携し、注意を促す等見守り活動を推進する	53	保健福祉課	B	B	高齢者や障がい者が被害にあわないよう、地域包括支援センターの専門職やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)や通所事業所職員、地域活動支援センター職員等の高齢者や障がい者に関わる支援者が相談支援の過程において啓発を行った。今後は地域と連携し、見守り活動等について検討する必要がある。
---	----	-------	---	---	---

④防犯灯の整備推進

自治会と連携し、住宅街の防犯灯の整備をすすめる	53	まちづくり 振興課	B	A	自治会が新たに設置又は修繕を行う防犯灯について、その対象経費の補助を行った。補助件数は30件で修繕が9件・新規が21件であった。年度内に申請のあったすべての自治会へ補助金を交付することができた。
-------------------------	----	--------------	---	---	---

⑤通報システムの普及推進

視覚・聴覚に障害のある方が事件・事故に関する通報について、通報システム（FAX110番・メール110番）の周知と活用の普及を図る	53	保健福祉課	B	B	障がい者の緊急通報に関する支援を利用希望がある際に関係機関と連携を図り取り組んだ。今後も関係機関と連携し、周知活動に取り組んでいく。（障がい班）
--	----	-------	---	---	--

(2) 地域における防災対策の推進

①防災意識の普及啓発

具体的な取り組み内容	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
災害による被害拡大を防ぐため、ハザードマップやお役立てマップ帳等の作成・配布とその活用をとおして住民への防災意識の普及啓発を行う また、住民の共助の意識を高め、災害時のたすけあい活動が推進するため、防災対策等について啓発を行う。	55	総務課	A	A	多言語避難誘導マップを窓口配布し防災意識啓発を行った。

②自主防災組織の結成や強化の推進

地域の自主防災組織の組織化を推進するとともに、必要な人材の育成や食糧備蓄の充実を支援する	55	総務課	A	A	区長会において、防災に関する情報を発信する等、啓発に努めた。また、食糧備蓄においても、補給を行っている。今後は自主防災組織数の増加および食料備蓄の充実を図っていく。
--	----	-----	---	---	--

③避難行動支援者の支援体制の構築

災害時に避難支援を必要とする高齢者や障がい者等の把握を行い、名簿登録を推進するとともに、避難方法や経路等を記した個別支援計画の作成をあわせて推進する また、避難支援においては関係機関等と連携を密にし、避難場所での健康管理やその他必要な救護・救援の体制を構築する	55	保健福祉課	C	C	個別計画作成については、平成29年度に社会福祉協議会が、一部の医療的ケア児の計画作成に着手し、役場と共有している。高齢者については令和2年度に地域包括支援センターが一部の高齢者の計画を作成したが、それ以降情報の更新ができていない。令和3年度に災害対策基本法が改正され、個別支援計画の作成が市町村の努力義務となった。県や近隣市町村の動向も注視し、災害担当部署や消防、警察、地域も含めて、本町に合った計画作成の方針見直し検討が必要と考える。
		総務課	B	B	

④緊急情報伝達手段の充実

災害等情報を得ることに困難を有する方に対し、個人の特性に配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組む	55	総務課	A	A	防災行政無線やエリアメール、公式LINE、ホームページ、総合保健福祉防災センターのWi-Fi及び備翻訳用タブレット等を活用し情報伝達手段多様化に取り組んだ。
--	----	-----	---	---	--

⑤福祉避難所の確保

支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります	55	総務課	A	A	病院や保育所と災害協定を締結しており、継続して連携がとれる体制及び福祉避難所の確保に取り組んだ。	
		保健福祉課	C	C		医療的ケアが必要な障がい児については、医療機関と連携し福祉避難所の協定を締結している。今後は、関係課や関係機関と協議し、高齢者や障がい者の福祉避難所の確保に向けて取り組んでいく。
		こども課	A	A		町内認可保育所等との連携を図り、福祉避難所設置の協定を行った。

(3) 移動・交通環境の充実

①移動支援の推進

具体的な取り組み内容	ページ	担当課	令和元年 評価	令和3年 評価	推進状況と課題・今後の展望など
高齢者外出支援事業、障がい者移動支援事業を引き続き推進するとともに、新たなニーズの把握と支援方法を検討する	57	保健福祉課	A	A	高齢者の外出支援事業の拡充について検討を行ったが、財政的な理由から実現には至らなかった。しかし地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の高齢者の買物支援事業を実施している。（高齢班） 単独では外出困難な障がい児者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、移動支援サービスが利用できるよう支援を行った。（障がい班）

②地域共助による移動手段の確保

交通弱者に対する移動手段の確保による社会参加を促進するとともに、地域住民の支え合いによる移動支援について検討する	57	保健福祉課	A	A	高齢者の外出支援事業の拡充について検討を行ったが、財政的な理由から実現には至らなかった。しかし地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の高齢者の買物支援事業を実施している。（高齢班） 高齢者担当、障がい者担当と連携し協議・検討を重ねていく。
		こども課	B	B	